

(別紙)

特別養護老人ホーム和の郷 居宅サービス利用料一覧

令和8年6月1日現在

通所介護(通常規模)

○介護サービス

所要時間(※1)	介護度別単位数				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
7時間以上8時間未満	658点	777点	900点	1,023点	1,148点
サービス提供体制強化加算Ⅰ	加算		22点		
入浴介助加算	加算		40点		
同一建物居住者減算	減算		94点		
送迎減算	減算		47点(片道)		
科学的介護推進体制加算	加算		40点/月		
栄養アセスメント加算	加算		50点/月		
栄養改善加算	加算		200点/1回		
口腔機能向上加算(Ⅱ)	加算		160点/月2回まで		
認知症加算	加算		60点/1回		

(※1)所要時間は現に利用した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を提供するのに要する標準的な時間です。

○日常生活支援総合事業第1号通所事業

	加算単位	
要支援1・事業対象者	1,798点/月	
月4回以下ご利用の場合	436点/日	
要支援2	3,621点/月	
5回以上8回以下のご利用の場合	447点/日	
サービス提供体制強化加算Ⅰ)	要支援1	加算 88点(※3)
	要支援2	加算 176点(※3)
同一建物居住者減算	要支援1	減算 376点
	要支援2	減算 752点
科学的介護推進体制加算	加算	40点/月
栄養アセスメント加算	加算	50点/月
栄養改善加算	加算	200点/1回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	加算	160点/月1回まで

○介護サービス・日常生活支援総合事業第1号通所事業共通の加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ)(※2)	1ヶ月の介護報酬総単位数×12.0%(※3)
------------------	------------------------

(※2)この加算は介護職員に全額手渡す算定ルールになっており、これにより人材を確保して、適正なサービスを保つという意味があり、単純に介護職員の給与改善という目的にとどまらず、適切な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つために最低限必要な費用として利用者に負担していただきます。

(※3)この加算は区分支給限度基準額の算定対象外です。

○単位の単価

1点	10円	介護保険負担割合証に記載の割合分を負担していただきます。(※4)(※5)
----	-----	--------------------------------------

(※4)ご契約者がまだ要介護認定をうけていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただく場合があります。その場合は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

(※5)所得により、2割負担及び3割負担になる場合があります。

区分支給限度額を超えた単位数は10割負担となります。

(※6)介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

○その他の費用(自費)		
食費	・食事代	600円/食
理美容代	・カット	2,000円/回
	・丸刈り	1,500円/回
	・カット顔剃り	2,500円/回
生活サービス	・洗濯代(洗剤)	200円/回
リハビリパンツ		99円/枚
パット代		33円/枚
タオル貸出	バスタオル・フェイスタオル	200円/回

送迎の費用(片道)	10km未満	1,300円
	10km～30km	1,700円
	30km以上	2,800円

通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合は、距離に応じて実費をいただきます。

料金は物価等の変動により変更する場合があります。

請求書の再発行はできませんので、大切に保管をお願いします。

